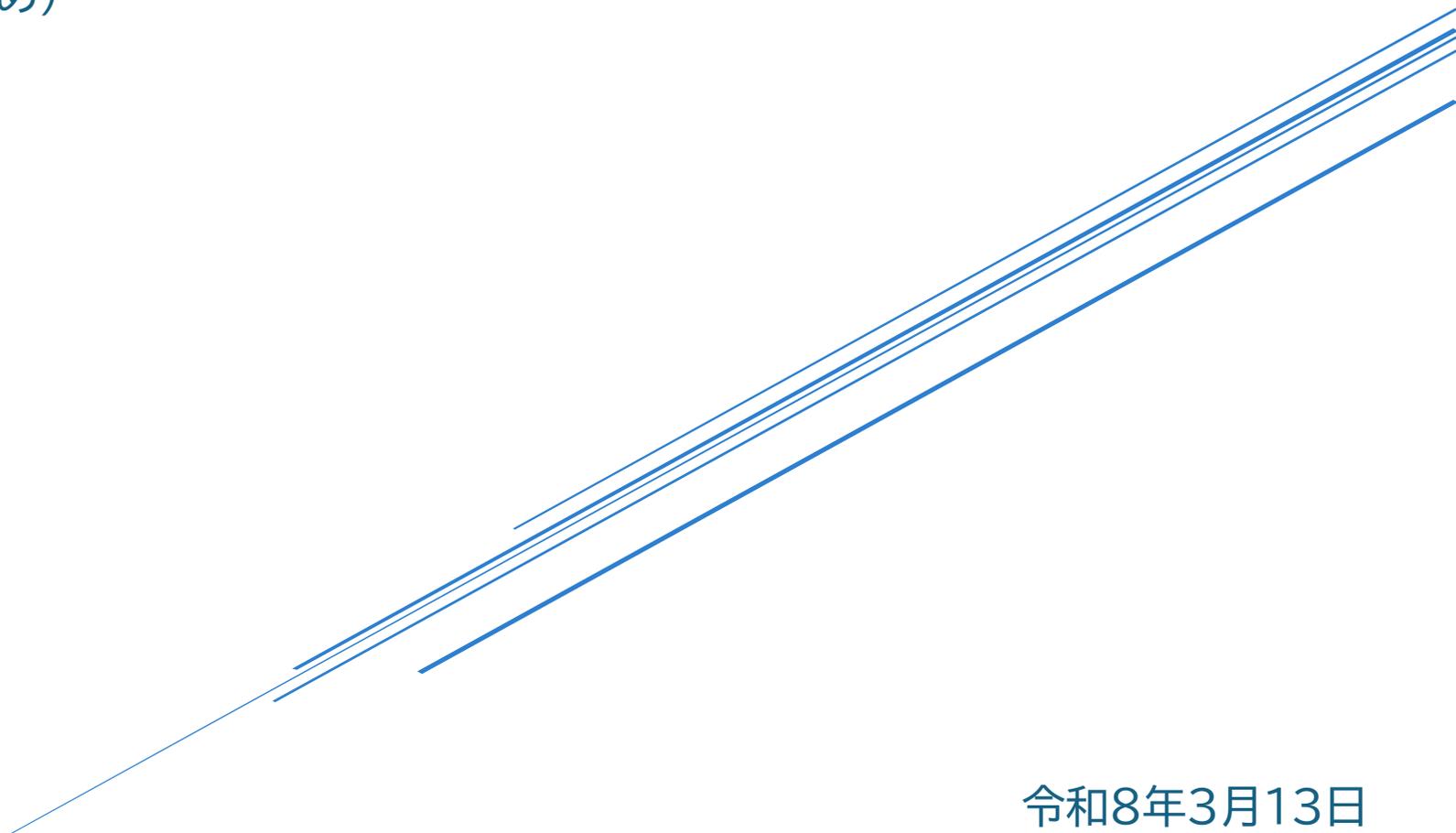


障がい福祉サービスオンライン申請ガイド

(注意事項まとめ)



令和8年3月13日

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

目次

●お問い合わせ先について	2
【行政オンラインシステムの操作方法についての問い合わせ】	2
【障がい福祉サービス・制度についての問い合わせ】	2
●申請に関する注意事項等について	3
【必要な環境・準備するもの】	3
【マイナンバーカードによる認証について】	3
【申請対象者について】	3
【写真での書類の添付について】	5
【計画相談支援給付の利用について】	6
【利用者負担の減免申請について】	6
【申請後の流れについて】	7
【手続き状況の確認方法について】	7

●お問い合わせ先について

【行政オンラインシステムの操作方法についての問い合わせ】

大阪市行政オンラインシステムコールセンター

0120-835-802(平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで)

【障がい福祉サービス・制度についての問い合わせ】

各区保健福祉センター 福祉業務担当窓口

区	担当名称	電話番号	区	担当名称	電話番号
北区	福祉課	6313-9857	東淀川区	保健福祉課	4809-9845
都島区	保健福祉課	6882-9857	東成区	保健福祉課	6977-9857
福島区	保健福祉課	6464-9857	生野区	保健福祉課	6715-9857
此花区	保健福祉課	6466-9857	旭区	福祉課	6957-9857
中央区	保健福祉課	6267-9857	城東区	保健福祉課	6930-9857
西区	保健福祉課	6532-9857	鶴見区	保健福祉課	6915-9857
港区	保健福祉課	6576-9857	阿倍野区	保健福祉課	6622-9857
大正区	保健福祉課	4394-9857	住之江区	保健福祉課	6682-9857
天王寺区	保健福祉課	6774-9857	住吉区	福祉課	6694-9857
浪速区	保健福祉課	6647-9897	東住吉区	保健福祉課	4399-9857
西淀川区	保健福祉課	6478-9954	平野区	保健福祉課	4302-9857
淀川区	保健福祉課	6308-9857	西成区	保健福祉課	6659-9857

●申請に関する注意事項等について

【必要な環境・準備するもの】

申請はパソコン、NFC 対応のスマートフォンまたはタブレット端末から行うことができます。

※パソコンから申請される場合は、公的個人認証サービスに対応した IC カードリーダーが必要ですが。

※スマートフォン、タブレット端末から申請する場合は、スマートフォン用アプリ「スマート OSAKA」をダウンロードいただく必要があります。

「スマート OSAKA」は下記大阪市ホームページからダウンロードいただけます。

[大阪市行政オンラインシステムに関するご案内](#)

【マイナンバーカードによる認証について】

ご本人確認のため、手続き中にマイナンバーカードによる本人認証が必要となります。

マイナンバーカードをお持ちでない場合は手続きを行うことができませんので、ご了承ください。

【申請対象者について】

身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、難病等を有する方を対象としております。

それぞれに必要な確認書類は次の通りです。

○身体障がい者の方

身体障がい者手帳が必要です

大阪市以外の自治体が発行した身体障がい者手帳をお持ちの方は、確認のため手帳の写真を添付していただく必要があります。

○知的障がい者の方

次のいずれかが必要です。②および③の場合は確認のため写真を添付していただく必要があります。

①療育手帳

大阪市以外の自治体が発行した療育手帳では申請できません。

大阪市が発行した療育手帳をお持ちでない場合は、大阪市内で取得しなおしていただく必要があります。

②認定カード

療育手帳制度実施以前に本市独自に作成したもので、現在新規の発行はしていません。

③大阪市心身障がい者リハビリテーションセンターにおいて、知的障がいがあるとの判定を受けている者であることがわかる書類

○精神障がい者の方

次のいずれかが必要です。②③④の場合は確認のため写真を添付していただく必要があります。

①精神障がい者保健福祉手帳

大阪市以外の自治体が発行した精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、大阪市内への住所変更が必要となります。

②精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類(年金証書等)

③精神障がいを事由とする特別障がい給付金を現に受けていることを証明する書類

④自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)

※医師の診断書による申請は行政オンラインシステムでの申請受付の対象外となります。

○難病等を有する方

次のいずれかが必要です。①～④いずれの場合も確認のため写真を添付していただく必要があります。

なお、障害者総合支援法の対象となる難病等の一覧については、下記厚生労働省のホームページでご確認ください。

[障害者総合支援法の対象疾病\(難病等\)](#)

- ①「特定医療費(指定難病)受給者証」又は「特定疾患医療受給者証」
- ②小児慢性特定疾患医療受給者証
- ③難病医療費助成の却下通知(ただし、難病に罹患していることが確認できる場合に限る。)
- ④指定難病又は小児慢性特定疾病にかかる「登録者証」

※医師の診断書による申請は行政オンラインシステムでの申請受付の対象外となります。

【写真での書類の添付について】

前述の資格確認書類(手帳・受給者証)等について、スマホやタブレットのカメラ機能で撮影を行う場合、以下の点にご注意ください。

- 記載されている氏名、住所、手帳や書類の発行年月日、病名、有効期間等の必要な情報が確認できるように撮影してください。
- 受給者証など、表面・裏面などで記載が分かれている書類の場合、2枚目が添付できるよう項目を設けているので、表面・裏面両方の写真を撮影し、それぞれアップロードしてください。

- 必要な情報が枠外に見切れてしまっている、手ブレなどで記載が読み取れないといったことが無いようにご注意ください。

※いずれの場合も、書類が確認できない、読み取れないなどの不備等があった場合、再提出をお願いする可能性があります。

【計画相談支援給付の利用について】

障がい福祉サービス・地域相談支援の支給申請に際し、障害者総合支援法の規定に基づき、「サービス等利用計画案」の提出が必要です。「サービス等利用計画案」とは、あなたや家族の状況、生活に対する意向、利用予定の福祉サービス等の種類・内容・量などを記載したもので、計画案の作成は計画相談支援のサービスを利用して、無料で指定特定相談支援事業者に依頼することができます。

また、「サービス等利用計画案」は利用者本人や家族、支援者などが作成することもできます(これをセルフプランと言います)。セルフプランでの申請は現在行政オンラインシステムで対応しておらず、申請受付の対象外としておりますので、セルフプランでの申請を行う場合は、お手数ですが区役所窓口での申請をお願いいたします。

計画相談支援給付についての詳しい内容や利用の流れについては、下記の大阪市ホームページにて説明しておりますのでご確認ください。

[大阪市ホームページ:計画相談支援](#)

【利用者負担の減免申請について】

障がい福祉サービス利用予定者の属する世帯の課税状況、所得割額に応じて該当する選択肢をお選びください。

18歳以上の方の場合は、世帯の課税状況とは「利用者本人」と「配偶者」が対象となります。

ご自身や世帯の課税状況がわからない場合は、マイナポータルもしくは課税(所得)証明書などで確認していただくか、行政オンラインシステムを利用せず、区役所窓口で申請を行い、その旨をご相談ください。

【申請後の流れについて】

申請手続き後、区役所の担当にて内容等の確認を行い、不備・不足がないかなどのチェックを行います。

不備や不足が判明した場合、申請の差戻しや書類の追加提出依頼などを行う場合があります。

電話で連絡させてもらう可能性もありますので、申請の際の電話番号は日中に連絡のつく番号を記入してください。

【手続き状況の確認方法について】

行政オンラインシステムのマイページ(画面右上の氏名部分をクリック)より、申請状況のお知らせを確認していただくことで、申請状況履歴の確認が可能です

申請後、受付がされますと次のように「申請内容を確認中です」と表示されます。

申請から1週間経っても「申請内容を確認中です」との表示がされない場合は、お手数ですが提出先の区保健福祉センターにご連絡ください。なお、手続きの完了までに要する日数は、障がい区分認定が必要な場合の申請では概ね75日程度、障がい区分認定が不要ない場合は概ね30日程度となっています。

基本情報

申込番号

39891784

手続き名

【テスト用】障がい福祉サービスの利用についての申請

この手続きの申請状況履歴

2026年3月3日 申請内容を確認中です

2026年2月26日 申請を送信しました
